

2025 学生募集要項

社会福祉士養成通信課程(一般養成)

学校法人 夕陽丘学院 2025 年 4 月開設予定 (指定申請中)

大阪国際福祉資格センター

〒543-0056 大阪市天王寺区堀越町 4 番 31 号
<https://www.oiw.ac.jp> ☎ 06-6771-4188

募集要項目次

(社会福祉士養成通信課程)

[社会福祉士の資格と活躍の場]	2
[社会福祉士へのルート図]	2

募集要項

1、入学資格	3
2、募集要項	4
3、出願から学習を始めるまで	5
4、出願に必要なもの	6
5、小論文課題	6
6、学習する科目一覧	7
7、入学から修了まで	8
8、学習の進め方	9
9、実習施設要件	10
10、実習が免除される実務経験	11
11、Q&A	15

記入例

● 入学志願書〔記入例〕	17
● 実務経験申告書〔記入例〕	22
● 実務経験証明書〈個票〉〔記入例〕	23

添付書類

- ① 入学志願書
- ② 課題小論文用紙
- ③ 実務経験申告書
- ④ 実務経験証明書〈個票〉
- ⑤ 受験料納付書・受験票及び受験料振込用紙

綴じ込み

[社会福祉士の資格と活躍の場]

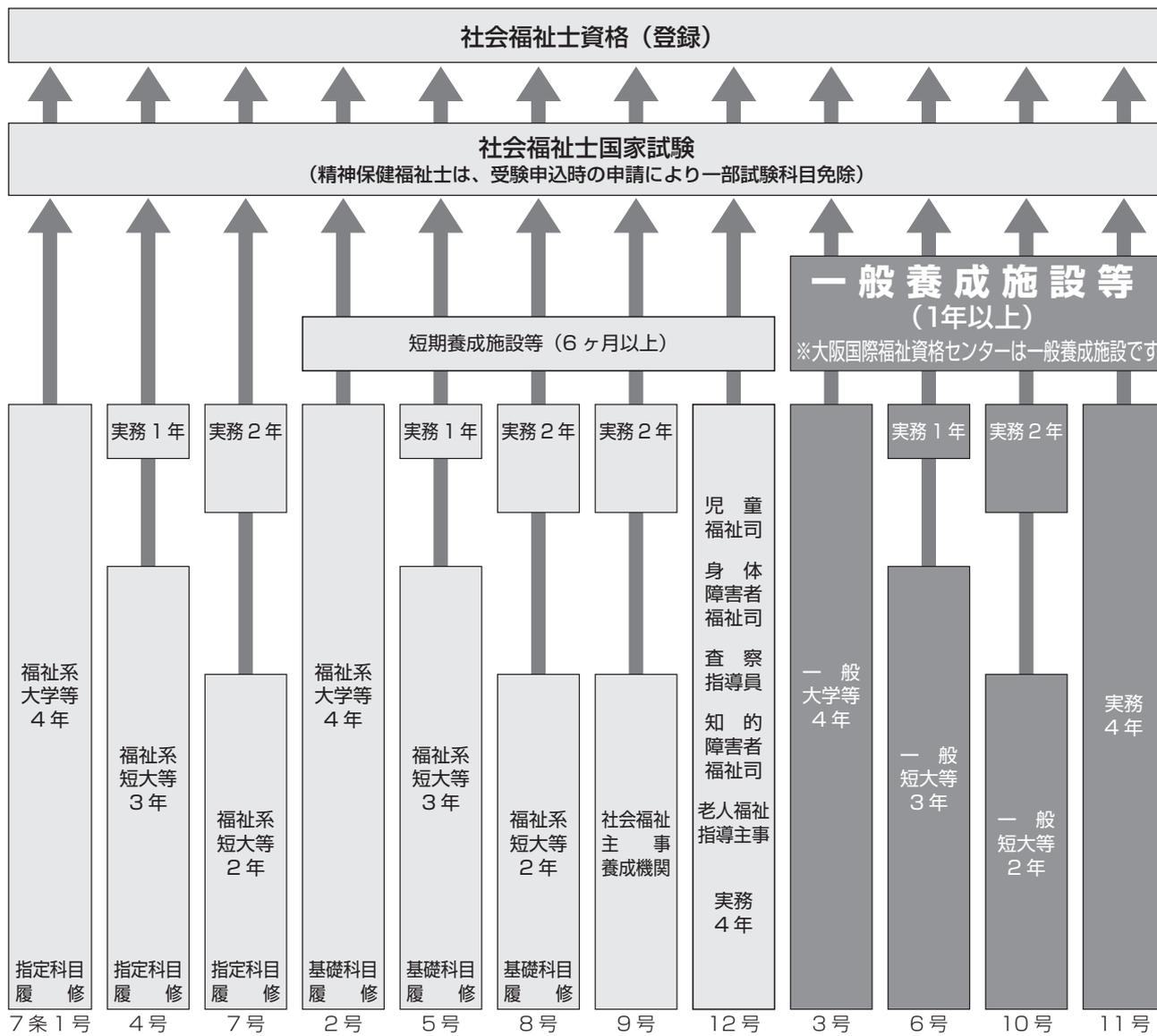
社会福祉士とは、わが国ではじめての国家資格の社会福祉専門職です。「社会福祉士及び介護福祉士法」第2条では、社会福祉士は「専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする者」と位置づけられています。国家試験に合格し、登録を受けることによって、社会福祉士の名称が与えられます。

2024年6月末現在、社会福祉士の登録者数は全国で306,102人〈(財)社会福祉振興・試験センターHPより〉となっています。

社会福祉士資格は、「生活に困っている人に、福祉的な相談・援助をするための一定の知識と技術を身につけている」という証明ですので、福祉に関わる全ての現場が、社会福祉士の活躍の場であるとも言えます。具体的には障害者施設、高齢者施設、老人保健施設、児童福祉施設、社会福祉協議会、福祉事務所などで働いています。また、福祉に関わる民間企業や、NPO法人などでも多くの社会福祉士が活躍しています。まだまだ少数ですが地域で独立開業している社会福祉士もいます。

[社会福祉士へのルート図]

※のルートが本校に該当します。

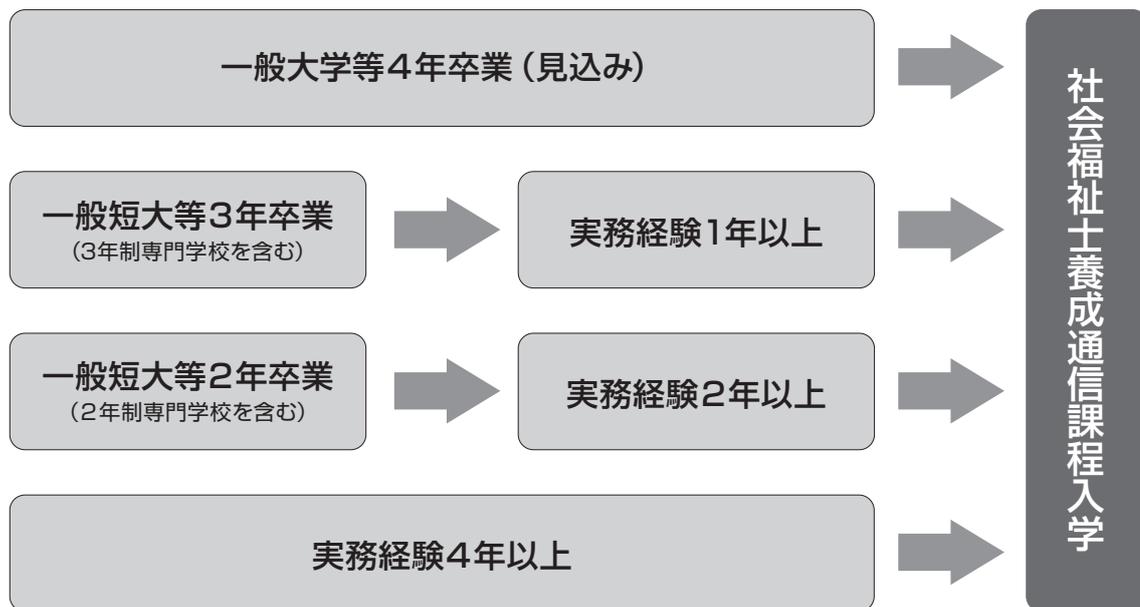


社会福祉士養成通信課程 募集要項

1、入学資格

- (1) 学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第1条第3項各号に規定する者。
- (2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る）を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く）その他その者に準ずるものとして施行規則第1条第6項各号に規定する者であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事したものの。
- (3) 学校教育法に基づく短期大学もしくは高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第1条第9項各号に規定する者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事したものの。
- (4) 指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した者。

■一般養成課程（1年6ヶ月）



※実務経験とは

厚生労働省が指定する施設等での「相談援助業務」が対象となります。（詳細はP11～P14をご参照ください。）

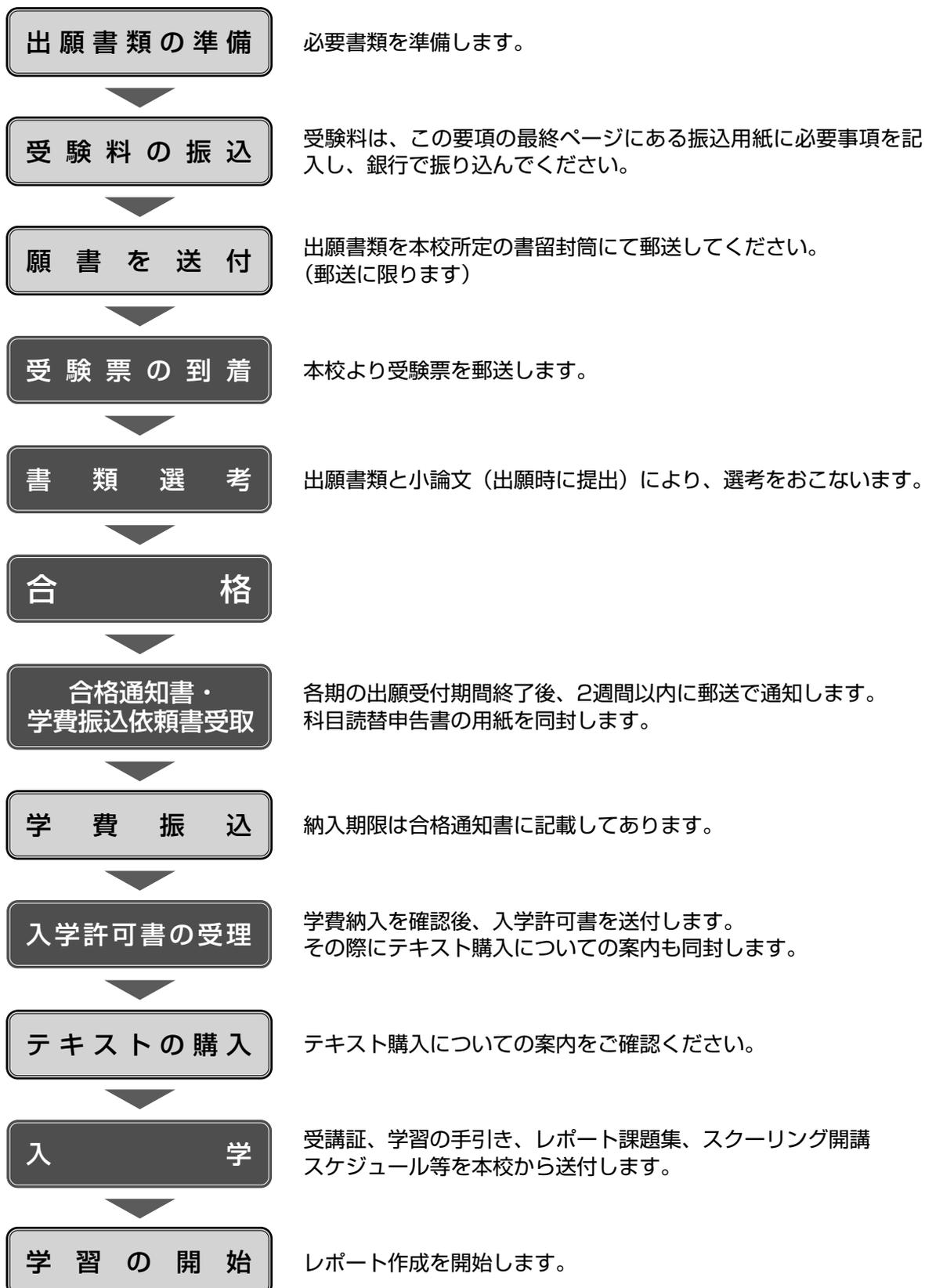
※2025年3月末までに1年以上の実務経験がある方は実習を免除されます。

2、募集要項

募集期間 (願書受付は 郵送に限る)	回	出願受付期間			合格発表
	1期	2024 10月1日(火)～10月31日(木)			1期～4期まで 入学金早期割引制度対象 2025年1月14日(火)消印有効 ※書類の不備不足のないもの に限る 各受付期間終了後 2週間以内に通知します。 (各受付期間最終日は午後5時必着)
	2期	11月1日(金)～11月30日(土)			
	3期	12月2日(月)～12月14日(土)			
	4期	2025 12月16日(月)～1月14日(火)			
	5期	1月15日(水)～1月31日(金)			
	6期	2月1日(土)～2月15日(土)			
	7期	2月17日(月)～2月28日(金)			
	8期	3月1日(土)～3月15日(土)			
	9期	3月17日(月)～3月31日(月)			
※定員になり次第、募集を終了します。					
選考方法	書類審査及び小論文(出願時に提出)※受験料10,000円				
定員	100名				
募集対象地域	大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、三重県				
修業期間	1年6ヶ月				
学費	入学金 (早期割引制度対象)		授業料	面接授業料 (スクーリング)	現場実習費 (該当者のみ)
	1期～4期	35,000円	190,000円	80,000円	156,000円
	5期以降	50,000円			
<p>※入学金については2024年10月1日(火)～2025年1月14日(火)までに 出願された方は35,000円となります。</p> <p>※上記は1年6ヶ月(修業期間)分の学費です。</p> <p>※現場実習費は該当者のみが必要となります。</p> <p>※上記以外にテキスト代(6万円程度(予価))が必要です。</p> <p>※入学手続き期限までに、上記学費を一括でご納入いただきます。 (入学手続き期限は、合格通知書発送時にお知らせいたします。)</p> <p>※2025年3月31日(月)までに入学辞退を申し出た方には、お支払いいただいた入学金を除き、授業料等は返還します。ただし、返還の際の振込手数料はご負担いただきます。</p> <p>※4月1日以降は原則として学費の返金は致しませんのでご了承ください。</p> <p>※実習の有無については、入学後の変更はできません。</p>					
面接授業 (スクーリング)	<p>「ソーシャルワーク演習」、「ソーシャルワーク演習(専門)」、「ソーシャルワーク実習指導」(実習が必要な人のみ)は印刷教材による自宅学習だけではなく、本校の教室で講義も受講していただけます。</p> <p>スクーリング開講スケジュールを参考に、各自の都合に合わせて「ソーシャルワーク演習」と「ソーシャルワーク演習(専門)」の合計23講義、「ソーシャルワーク実習指導」(実習が必要な人のみ)は14講義を受講することになります。</p>				
ソーシャルワーク実習 (該当者のみ)	<p>2カ所以上の福祉現場で、ソーシャルワーク実習を合計240時間(約32日間)以上受けていただけます。実習スケジュールについては、実習先施設の受け入れ状況によって異なります。(各自の実習予定を調整したうえで実習を実施していきます。)</p> <p>※2025年3月末日で1年以上の相談援助業務の実務経験がある方は実習を免除されます。</p>				

3、出願から学習を始めるまで

※  は、出願者にしていただく項目です。  は、本校がおこなう項目です。



4、出願に必要なもの

下記○印の書類を、本校所定の出願用封筒に入れて所定の切手を貼付し**郵送**してください。

	一般大学等 4年卒業 (見込みを含む)	一般短大等 3年卒業＋ 実務1年以上 (3年制専門学校 を含む)	一般短大等 2年卒業＋ 実務2年以上 (2年制専門学校 を含む)	実務経験 4年	備 考
入学志願書	○	○	○	○	4 cm×3 cmの上半身正面 写真貼付
課題小論文	○	○	○	○	本冊子に綴り込みの 「課題小論文用紙」を使用
受験料納付書・受験票	○	○	○	○	受験料納付書の裏面に受 験料振込金確認書を貼付
選考結果送付用封筒 (本校所定)	○	○	○	○	460円分の切手を貼付 本人の宛先明記
定形封筒2通 (長形3号)	○	○	○	○	各自で用意してください 2通共110円分の切手貼付 本人の宛先明記
写真3枚	○	○	○	○	3ヶ月以内撮影 4 cm×3 cm 上半身正面
卒業(見込み)証明書	○	○	○	—	最終学歴の卒業証明書 一般大学等4年の方は 「卒業見込証明書」も可 ※「卒業証書」は不可
実務経験(見込み) 申告書	※	○	○	○	一般大学等4年の方は、 実習免除該当者のみ提出
実務経験(見込み) 証明書	※	○	○	○	一般大学等4年の方は、 実習免除該当者のみ提出

※2025年3月末までに相談援助業務の実務経験が1年以上の場合は、「ソーシャルワーク実習」及び「ソーシャルワーク実習指導」は免除されます。

※書類の不足や不備があった場合は受付ができませんので、送付する前に必ずご確認下さい。

5、小論文課題

以下の3つのテーマから1つを選び600字～800字で記述してください。

本冊子に綴り込みの「課題小論文用紙」に黒のボールペンで記入。必ず自筆で書いてください。

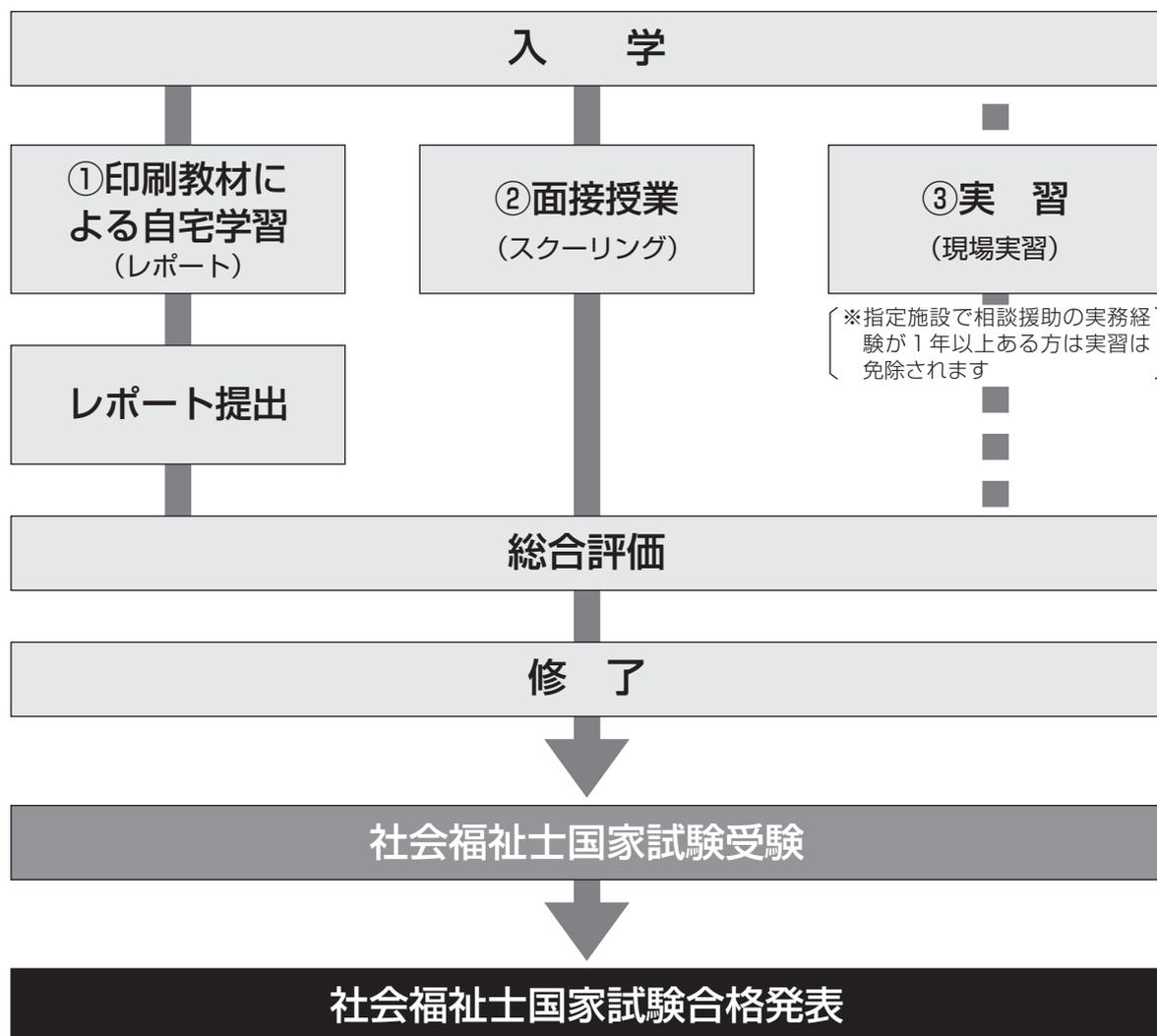
- ① 社会福祉士の資格取得を目指そうとした理由について
- ② 少子高齢化社会における「福祉」の役割について
- ③ 社会福祉相談援助業務にとって特に重要と思うこと

6、学習する科目一覧

科目名	印刷教材による自宅学習時間 (h)	面接授業時間 (h)	現場実習時間 (h)
医学概論	90h	—	—
心理学と心理的支援	90h	—	—
社会学と社会システム	90h	—	—
社会福祉の原理と政策	180h	—	—
社会福祉調査の基礎	90h	—	—
ソーシャルワークの基盤と専門職	90h	—	—
ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	90h	—	—
ソーシャルワークの理論と方法	180h	—	—
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	180h	—	—
地域福祉と包括的支援体制	180h	—	—
福祉サービスの組織と経営	90h	—	—
社会保障	180h	—	—
高齢者福祉	90h	—	—
障害者福祉	90h	—	—
児童・家庭福祉	90h	—	—
貧困に対する支援	90h	—	—
保健医療と福祉	90h	—	—
権利擁護を支える法制度	90h	—	—
刑事司法と福祉	90h	—	—
ソーシャルワーク演習	81h	45h	—
ソーシャルワーク演習(専門)	324h		—
ソーシャルワーク実習指導	243h	27h	—
ソーシャルワーク実習	—	—	240h
合 計	2,808h	72h	240h

※ 2025年3月末までに相談援助業務の実務経験が1年以上の場合は、「ソーシャルワーク実習」及び「ソーシャルワーク実習指導」は免除されます。

7、入学から修了まで



① 印刷教材による自宅学習（レポート）

印刷教材による自宅学習は、通信教育の中心的な学習方法です。教科書と参考図書を読みながら、出題された課題に対するレポートを作成します。パソコン等を使い（手書きも可）、自宅学習90時間につき1,200～1,600字でまとめます。作成したレポートは学校に送付し、担当教員による添削指導を受けます。

② 面接授業（スクーリング）

「ソーシャルワーク演習」と「ソーシャルワーク実習指導」（実習が必要な人のみ）は印刷教材による授業だけではなく、本校の教室で担当教員の講義も受講していただけます。

スクーリング開講スケジュールを参考に、各自の都合に合わせて「ソーシャルワーク演習」と「ソーシャルワーク演習（専門）」は23講義、「ソーシャルワーク実習指導」（実習が必要な人のみ）は14講義を受講することになります。

③ 実習（必要な人のみ）

福祉現場でのソーシャルワーク実習を240時間（約32日間）受けていただきます。実習スケジュールについては、実習先施設の受入れ状況によって異なります。各自の実習予定を調整した上で実習を実施していきます。

※2025年3月末日で1年以上の相談援助業務の実務経験がある方は実習を免除されます。

※本課程で学習するにあたって、特別な配慮が必要な方はご相談ください。

8、学習の進め方

学期	前 期								
	Ⅰ期			Ⅱ期			Ⅲ期		
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
必修レポート	「医学概論」 「社会福祉の原理と政策①」 「ソーシャルワークの基盤と専門職」 「ソーシャルワークの理論と方法①」 「地域福祉と包括的支援体制①」 「ソーシャルワーク演習」			「社会福祉の原理と政策②」 「ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)」 「地域福祉と包括的支援体制②」 「社会保障①」 「ソーシャルワーク演習(専門)①」 「ソーシャルワーク実習指導①」※1			「心理学と心理的支援」 「社会福祉調査の基礎」 「ソーシャルワークの理論と方法②」 「ソーシャルワーク演習(専門)②」 「ソーシャルワーク実習指導②」※1		
面接授業	スクーリング（平日夜間型、土日祝集中型、短期集中型） ※詳細はスクーリングの時間割を参照してください。								
実習	実習（Ⅱ期8月～Ⅵ期7月までの間に240時間）※2								

学期	前 期			後 期					
	Ⅳ期			Ⅴ期		Ⅵ期			9月
月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
必修レポート	「社会学と社会システム」 「ソーシャルワークの理論と方法(専門)①」 「福祉サービスの組織と経営」 「社会保障②」 「高齢者福祉」 「障害者福祉」			「ソーシャルワークの理論と方法(専門)②」 「児童・家庭福祉」 「貧困に対する支援」 「保健医療と福祉」 「ソーシャルワーク演習(専門)③」		「権利擁護を支える法制度」 「刑事司法と福祉」 「ソーシャルワーク演習(専門)④」 「ソーシャルワーク実習指導③」※1			修了
面接授業	スクーリング（平日夜間型、土日祝集中型、短期集中型） ※詳細はスクーリングの時間割を参照してください。								
実習	実習（Ⅱ期8月～Ⅵ期7月までの間に240時間）※2								

※1…実習が必要な方のみ履修してください。実習が免除となる方は提出不要です。

※2…実習は合計240時間です。2カ所以上の実習施設で、180時間+60時間の実習を行うことが原則です。

9、実習施設要件

現場での実習については、入学年度の8月1日から次年度の7月31日の期間内で合計240時間（約32日間）の実習を、原則的には2カ所以上の施設・機関において連続した日程で行っていただきます。

ただし、実習を行う時期や施設・機関については、実習先の受入れ状況によって異なりますので、具体的には担当教員と個別に相談しながら進めていきます。

実習先の選定については学校が紹介する施設・機関で行う方法のほか、ご自身で見つける方法や勤務先で実習を行うこともできます。ただし、いずれの場合も、実習施設として次の要件を満たす必要があります。

<p>要件① 厚生労働省が「ソーシャルワーク実習における実習施設」として法的に認めている施設・機関であること。</p>
<p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none">○「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第一号ヲ及び第5条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第一号及び第5条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第4条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設及び事業」（最終改正 令和2年厚生労働省告示）○社会福祉士養成課程における相談援助実習を行う実習施設等の範囲について（平成20年11月11日社援発第1111001号厚生労働省社会・援護局長通知）
<p>要件② 実習施設・機関において社会福祉士を取得した後、相談援助業務に3年以上従事した経験を有し、かつ社会福祉士会が実施する「社会福祉士実習指導者講習会」を受講・修了した「実習指導者」がいること。</p>
<p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none">○社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律（平成19年）○「社会福祉士実習指導者講習会」（科目省令第4条第7号規定）

以上の要件を満たす施設・機関において実習を行っていただき合格することによって、ソーシャルワーク実習の単位取得となります。

※ご不明な点がございましたら本校までお問い合わせください。

10、実習が免除される実務経験

2024年6月時点において本校が資料として、独自に作成したものです。必ず関係法令を確認してください。

1. 児童分野

	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	
児童福祉法	児童相談所	児童福祉司、受付相談員、相談員、電話相談員、児童心理司、児童指導員、保育士	
	母子生活支援施設	母子支援員、母子指導員、少年指導員（少年を指導する職員）、個別対応職員、自立支援担当職員	
	児童養護施設	児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、職業指導員、里親支援専門相談員、自立支援担当職員	
	障害児入所施設 ・児童発達支援センター（障害児通所支援事業）	★児童指導員（※2）、★保育士（※3）、心理担当職員、児童発達支援管理責任者	
	知的障害児施設 ・知的障害児施設 ・自閉症児施設（第一種、第二種）	★児童指導員（※2）、★保育士（※3）	
	知的障害児通園施設	★児童指導員（※2）、★保育士（※3）	
	盲ろうあ児施設 ・盲児施設 ・ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設	★児童指導員（※2）、★保育士（※3）	
	肢体不自由児施設 ・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児通園施設 ・肢体不自由児療養施設	★児童指導員（※2）、★保育士（※3）	
	児童心理治療施設（旧：情緒障害児短期治療施設）	児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、自立支援担当職員	
	重症心身障害児施設	★児童指導員（※2）、★保育士（※3）、心理指導員（心理指導を担当する職員）	
	児童自立支援施設	児童自立支援専門員、児童生活支援員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、職業指導員、自立支援担当職員	
	児童家庭支援センター	相談員（児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行なう職員）	
	里親支援センター	里親制度等普及促進担当、里親等支援員、里親研修等担当、家庭支援専門相談員、自立支援担当職員、養親等相談支援員	
	障害児通所支援事業 (児童発達支援センターを除く)	児童発達支援事業を行なう施設	★指導員（※1）、★児童指導員（※2）、★保育士（※3）、児童発達支援管理責任者、★障害福祉サービス経験者（※4）、機能訓練担当職員（心理担当職員に限る）
		放課後等デイサービス事業を行なう施設	★指導員（※1）、★児童指導員（※2）、★保育士（※3）、児童発達支援管理責任者、★障害福祉サービス経験者（※4）、機能訓練担当職員（心理担当職員に限る）
		居宅訪問型児童発達支援事業を行なう施設	★訪問支援員（保育士、児童指導員、心理担当職員に限る）（※1）、児童発達支援管理責任者
		保育所等訪問支援事業を行なう施設	★訪問支援員（保育士、児童指導員、心理担当職員に限る）（※1）、児童発達支援管理責任者
	障害児相談支援事業	相談支援専門員、相談支援員	
	乳児院	児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員	
	医療型児童発達支援を行なう施設	★児童指導員（※2）、★保育士（※3）、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員（心理担当職員に限る）	
	指定発達支援医療機関 ・肢体不自由児施設支援 ・重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって内閣総理大臣が指定するもの	★児童指導員（※2）、★保育士（※3）	
	児童自立生活援助事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている指導員、個別対応職員、自立支援担当職員	
	地域子育て支援拠点事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	
	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行なっている事業所	小児慢性特定疾病児童等自立支援員	
	若年被害女性等支援事業を行なっている事業所	相談援助業務又は自立支援を行なう職員	
	養育支援訪問事業を行なっている事業所	訪問支援者	
	児童厚生施設（児童遊園を除く）	職員のうち相談援助業務を行なっている者	
	親子再統合支援事業を行なっている事業所	相談援助業務を行なっている職員	
	社会的養護自立支援拠点事業を行なっている事業所	支援コーディネーター	
		生活相談支援員	
	妊産婦等生活援助事業を行なっている事業所	就労相談支援員	
		支援コーディネーター	
子育て世帯訪問支援事業を行なっている事業所	母子支援員		
	訪問支援員		
児童育成支援拠点事業を行なっている事業所	相談援助業務を行なっている職員		
こども家庭センター	児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員		
	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員		
地域子育て相談機関	統括支援員		
利用者支援事業を行なっている施設	相談支援業務を行なっている職員		
児童サービス事業（障害児通所事業）	相談援助業務を行なっている職員（相談員）		
【地域生活支援事業】障害児等療育支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員		
心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行なっている職員		
子育て短期支援事業 (短期入所生活援助事業、夜間看護等事業) (乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育所等において実施する事業)	相談援助業務を行なっている職員		
重症心身障害児（者）通園事業を行なう施設	★児童指導員（※2）、★保育士（※3）		
スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー		
子ども家庭総合支援拠点	相談援助業務を行なっている職員		
医療的ケア児支援センター	医療的ケア児等コーディネーター		

- (※1)「指導員・訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行なう指導員・訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）
- (※2)「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）
- (※3)「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）
- (※4)「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行なう障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）なお、「障害福祉サービス経験者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行います。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行います。
- ★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者（期限付き介護福祉士登録者）が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行なおうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

2. 高齢者分野

	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
介護保険法	【介護保険施設】指定介護老人福祉施設	生活相談員、介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）
	【介護保険施設】介護老人保健施設	支援相談員、相談指導員、介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）
	【介護保険施設】介護医療院	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）
	【介護保険施設】指定介護療養型医療施設	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）
	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行なう職員（※5）（保健師、主任介護支援専門員等）

	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
介護 保 険 法	指定特定施設入居者生活介護を行なう施設 ・指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行なう施設 ・指定介護予防特定施設入居者生活介護を行なう施設 を含む	生活相談員、計画作成担当者
	指定通所介護を行なう施設 ・基準該当通所介護を行なう施設 ・指定地域密着型通所介護を行なう施設 ・指定介護予防通所介護を行なう施設 ・基準該当介護予防通所介護を行なう施設 ・第一号通所事業を行なう施設（※6） ・指定認知症対応型通所介護を行なう施設 ・指定介護予防認知症対応型通所介護を行なう施設 を含む	生活相談員
	指定短期入所生活介護を行なう施設 ・基準該当短期入所生活介護を行なう施設 ・指定介護予防短期入所生活介護を行なう施設 ・基準該当介護予防短期入所生活介護を行なう施設 を含む	生活相談員
	指定通所リハビリテーションを行なう施設 （指定介護予防通所リハビリテーションを行なう施設を含む） ※介護老人保健施設において実施されているものに限る。	支援相談員
	指定短期入所療養介護を行なう施設 （指定介護予防短期入所療養介護を行なう施設を含む） ※介護老人保健施設において実施されているものに限る。	支援相談員
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護を行なう施設	オペレーター
	指定夜間対応型訪問介護を行なう施設	オペレーションセンター従事者
	指定小規模多機能型居宅介護を行なう施設 （指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行なう施設を含む）	介護支援専門員 （配置基準により配置されている資格保有者に限る）
	指定認知症対応型共同生活介護を行なう施設 （指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行なう施設を含む）	介護支援専門員 （配置基準により配置されている資格保有者に限る）
	指定複合型サービスを行なう施設	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行なう施設	生活相談員、介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）
	居宅介護支援事業を行なっている事業所	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）
	介護予防支援事業を行なっている事業所	担当職員
	第一号介護予防支援事業を行なっている事業所	担当職員
老 人 福 祉 法	養護老人ホーム	生活相談員
	特別養護老人ホーム（地域密着型特別養護老人ホームを含む）	生活相談員
	軽費老人ホーム ・都市型軽費老人ホーム ・軽費老人ホーム（A型、B型） ・ケアハウス を含む	生活相談員、主任生活相談員
	老人福祉センター（特A型、A型、B型）	相談・指導を行なう職員
	老人短期入所施設	生活相談員
	老人デイサービスセンター	生活相談員
	老人介護支援センター（在宅介護支援センター）	相談援助業務を行なっている職員
そ の 他	有料老人ホーム	生活相談員
	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行なっている相談員
	生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）	生活援助員
	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 ・高齢者世話付住宅（シルバーハウジング） ・多くの高齢者が居住する集合住宅等において実施する事業	相談援助業務を行なっている生活援助員
	サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行なっている職員

- （※5）「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。
- （※6）「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。

3. 障害者分野

	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
福 祉 法	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、ケース・ワーカー
	身体障害者福祉センター ・身体障害者福祉センター（A型、B型） ・在宅障害者デイサービス施設（身体障害者デイサービスセンター） ・障害者更生センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員
関 する 法 律	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員 （精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員）、 精神保健福祉士 （精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員）、 精神科ソーシャルワーカー （精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員）、 心理判定員 （精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員）
	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、ケース・ワーカー
障 害 者 総 合 支 援 法	障害者支援施設	★生活支援員（※7）、就労支援員、サービス管理責任者
	地域活動支援センター	★指導員（※7）
	福祉ホーム	管理人
	基幹相談支援センター	相談援助業務を行なっている職員
	【身体障害者更生援護施設】 身体障害者更生施設 ・肢体不自由者更生施設 ・視覚障害者更生施設 ・聴覚・言語障害者更生施設 ・内部障害者更生施設	★生活支援員（※7）
	【身体障害者更生援護施設】 身体障害者療護施設	★生活支援員（※7）
	【身体障害者更生援護施設】 身体障害者授産施設（入所、通所、小規模通所）	★生活支援員（※7）
	【身体障害者更生援護施設】 身体障害者福祉工場	★指導員（※7）
	【精神障害者社会復帰施設】 精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士、精神障害者社会復帰指導員
	【精神障害者社会復帰施設】 精神障害者授産施設（入所、通所、小規模通所）	精神保健福祉士、精神障害者社会復帰指導員
	【精神障害者社会復帰施設】 精神障害者福祉工場	精神保健福祉士、精神障害者社会復帰指導員
	【精神障害者社会復帰施設】 精神障害者福祉ホーム	管理人
	【知的障害者援護施設】 知的障害者更生施設（入所、通所）	★生活支援員（※7）
【知的障害者援護施設】 知的障害者授産施設（入所、通所、小規模通所）	★生活支援員（※7）	
【知的障害者援護施設】 知的障害者通勤寮	★生活支援員（※7）	

	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
障害者総合支援法	【障害福祉サービス事業】生活介護を行なう施設	★生活支援員（※7）、サービス管理責任者
	【障害福祉サービス事業】自立訓練を行なう施設（機能訓練、生活訓練）	★生活支援員（※7）、サービス管理責任者
	【障害福祉サービス事業】就労移行支援を行なう施設（認定就労移行支援を含む）	★生活支援員（※7）、就労支援員、サービス管理責任者、職業指導員（相談援助を行う場合に限る）
	【障害福祉サービス事業】就労継続支援を行なう施設（A型、B型）	★生活支援員（※7）、サービス管理責任者、職業指導員（相談援助を行う場合に限る）
	【障害福祉サービス事業】就労定着支援を行なう施設	就労定着支援員、サービス管理責任者
	【障害福祉サービス事業】自立生活援助を行なう施設	地域生活支援員、サービス管理責任者
	【障害福祉サービス事業】療養介護を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員
	【障害福祉サービス事業】短期入所を行なう施設 ・身体障害者短期入所事業 ・知的障害者短期入所事業を含む	相談援助業務を行なっている職員
	【障害福祉サービス事業】重度障害者等包括支援を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員
	【障害福祉サービス事業】共同生活介護を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員
	【障害福祉サービス事業】共同生活援助を行なう施設 ・精神障害者グループホーム ・知的障害者グループホームを含む	相談援助業務を行なっている職員
	一般相談支援事業所	相談支援専門員
	特定相談支援事業所	相談支援専門員
	相談支援事業を行なう施設	相談支援専門員
	【地域生活支援事業】身体障害者自立支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員
	【地域生活支援事業】日中一時支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員
	【地域生活支援事業】障害者相談支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員
	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」	相談援助業務を行なっている指導員、相談援助業務を行なっているケースワーカー
	のぞみの園	
	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員、就労支援を担当する職員
障害者の雇用の促進等に関する法律	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
	地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー、職場適応援助者
	障害者雇用支援センター	改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行なう職員
	障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者、就業支援担当者、主任職場定着支援担当者、生活支援担当職員
職業安定法	公共職業安定所	精神・発達障害者雇用サポーター、障害学生等雇用サポーター
その他	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行なっている指導員
	聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行なっている職員
	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行なっている施設	地域体制整備コーディネーター、地域移行推進員
	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行なっている施設	地域体制整備コーディネーター、地域移行推進員
	精神障害者アウトリーチ推進事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。）
	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。）
	第1号職場適応援助者助成金または訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修または訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行なっている者
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行なっている者	

（※7）「生活支援員、指導員」のうち、「介護等の業務を行なう生活支援員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）
★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者（期限付き介護福祉士登録者）が、経過措置期間中に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行なうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

4. その他の分野

	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
保健法	保健所	精神保健福祉相談員（精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員）、精神保健福祉士（精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員）、精神科ソーシャルワーカー（精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員）、心理判定員（精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員）
	病院・診療所	相談員（医療ソーシャルワーカー等） 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行なっている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行なうための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動 退院後生活環境相談員
生活保護法	救護施設	生活指導員
	更生施設	生活指導員
	授産施設	指導員（作業指導員、職業指導員を除く）
	宿所提供施設	指導員（作業指導員、職業指導員を除く）
	被保護者就労支援事業を行なっている事業所	就労支援員
自立支援法	日常生活自立支援センター	生活支援員、生活支援提供責任者
	生活困窮者自立相談支援事業を行なっている自立相談支援機関	主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、家計改善支援員（家計相談支援員を含む）、就労準備支援担当者
	生活困窮者家計改善支援事業を行なっている事業所	
	生活困窮者就労準備支援事業を行なう事業所	
社会福祉法	福祉事務所	査察指導員（指導監督を行なう職員）、身体障害者福祉司（指導監督を行なう職員）、知的障害者福祉司（指導監督を行なう職員）、老人福祉指導主事（指導監督を行なう職員）、現業員・ケースワーカー、家庭児童福祉主事、家庭相談員、面接相談員、母子・父子自立支援員、母子相談員、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員、生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員、女性相談支援員
	隣保館	相談援助業務を行なっている指導員
	都道府県社会福祉協議会	専門員（日常生活自立支援事業を行なう職員）、相談援助業務を行なっている職員（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。）
	市（特別区を含む）町村社会福祉協議会	専門員（日常生活自立支援事業を行なう職員）、福祉活動専門員、相談援助業務を行なっている職員（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対するものに限る。）
	女性相談支援センター	相談支援員、心理支援員、女性相談支援員
	女性自立支援施設	入所者の自立支援を行なう職員
保健法	母子健康包括支援センター	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員
防止法	配偶者暴力相談支援センター	女性相談支援員

	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
憲法 母子及び 父子並びに 養育福祉法	母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行なう職員
施設法 刑法	刑事施設	刑務官、法務教官、法務技官（心理）、福祉専門官
院法 少年	少年院	法務教官、法務技官（心理）、福祉専門官
所法 鑑別 少年	少年鑑別所	法務教官、法務技官（心理）
保護法 更生	地方更生保護委員会	保護観察官、社会復帰調整官
	保護観察所	保護観察官、社会復帰調整官
事業法 保護 更生	更生保護施設	補導主任、補導員、福祉職員、薬物専門職員
所法 裁判	家庭裁判所	家庭裁判所調査官
保護法 災害補償 労働者	労災特別介護施設	相談援助業務を行なっている指導員
関係法律 難病の患者に 対する医療等に 関する法律	難病相談支援センター	難病相談支援員
関係法律 成年後見制度の 利用の促進に 関する法律	「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される 中核機関	相談援助業務を行なっている職員
その他	母子家庭等就業・自立支援センター事業、 一般市等就業・自立支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている相談員
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援プログラム策定員
	就業支援専門員配置等事業	就業支援専門員
	地域福祉センター	相談援助業務を行なっている職員
	就労支援事業を行なっている事業所 (自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業)	就労支援員
	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター、その他相談援助業務を行なっている職員
	地域生活定着支援センター	相談援助業務を行なっている職員
	ホームレス総合相談推進業務を行なっている事業所	相談援助業務を行なっている相談員
	ホームレス自立支援センター	生活相談指導員
	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている職員
	被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている職員
	自立相談支援機関（自立相談支援モデル事業） 家計相談支援モデル事業を行なっている事業所	主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、家計相談支援員
	地域居住支援事業を行なっている事業所	相談援助業務を行なっている職員
	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター
	地域若者サポートステーション	相談援助業務を行なっている職員
	子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行なっている職員
	厚生労働大臣が個別に認めた施設	相談援助業務を行なっている相談員 (注意) 個別認定にあたっては、別途基準、申請様式があります。事前に本校までお問い合わせください。

5. 現在廃止事業の分野

◆以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

	施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
	重度身体障害者更生援護施設	生活支援員、生活指導員
	身体障害者福祉ホーム	管理人
	精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士、精神障害者社会復帰指導員
	経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行なっている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業） 〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行なっている職員
	精神障害者退院促進支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員
	知的障害者デイサービスセンター	指導員、生活指導員、相談援助業務を行なっている職員
	知的障害者福祉ホーム	管理人
	身体障害者相談支援事業 (市町村障害者生活支援事業) ・身体障害者更生施設 ・身体障害者福祉センター ・身体障害者デイサービスセンター 等において実施する事業	
	障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業 (療育等支援施設事業) ・知的障害児施設 ・自閉症児施設 ・難聴幼児通園施設 ・肢体不自由児療護施設 ・重症心身障害児施設 ・知的障害者授産施設 において実施する事業	相談援助業務を行なっている職員
	障害者デイサービスを行なう施設 (障害者自立支援法障害福祉サービス事業) ・身体障害者デイサービス事業 ・知的障害者デイサービス事業 を含む	相談援助業務を行なっている職員
	経過的デイサービス事業を行なっている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業） 〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行なっている職員
	「障害者110番」運営事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている相談員
	知的障害者生活支援事業 ・知的障害者通所 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 ・障害者能力開発施設 において実施する事業	相談援助業務を行なっている職員
	高齢者住宅等安心確保事業 ・高齢者世話付住宅（シルバーハウジング） ・高齢者向け優良賃貸住宅 ・高齢者円滑入居賃貸住宅（登録住宅） 等において実施する事業	生活援助員
	高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業 (高齢者世話付住宅において実施する事業)	
	家庭支援電話相談（子ども・家庭110番）事業 (中央児童相談所において実施する事業)	電話相談員
	ヴェトナム難民収容施設（日本赤十字社が設置するもの）	相談援助業務を行なっている指導員
	子ども家庭相談事業 ・児童センター ・市に設置された児童館 において実施する事業	相談援助業務を行なっている相談員
	乳幼児健全育成相談事業 ・保育所 ・乳児院 において実施する事業	相談援助業務を行なっている相談員
	すこやかテレホン事業（青少年相談センターにおいて実施する事業）	相談援助業務を行なっている相談員
	知的障害者専門相談（法的助言・相談）事業 (都道府県・指定都市等において実施する事業)	相談援助業務を行なっている相談員
	地域子育て支援センター事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員

11、Q&A

Q1 出願すれば誰でも入学できるのですか？

本校の社会福祉士養成通信課程は一般養成課程で、入学資格は法令で定められています。3ページの「1、入学資格」を確認した上でご出願ください。ご出願いただいても、もし入学資格がないことが判明した場合、出願は無効となりますのでご注意ください。

Q2 通信課程ではどのように学習をするのですか？

主に以下の3つの方法で学習を進めます。

- ① 印刷教材による自宅学習
教科書と参考図書を読みながら、出題された課題のレポートをまとめます。定められた期限までにレポートを学校に郵送し、担当教員の添削指導を受けます。
- ② 面接授業（スクーリング）
「ソーシャルワーク演習」、「ソーシャルワーク演習（専門）」、「ソーシャルワーク実習指導」（実習が必要な人のみ）については自宅学習だけではなく、本校の教室で担当教員の授業も受講していただけます。スクーリング開講スケジュールを参考にそれぞれの都合に合わせて「ソーシャルワーク演習」と「ソーシャルワーク演習（専門）」の合計23講義、「ソーシャルワーク実習指導」（実習が必要な人のみ）は14講義を受講することになります。
- ③ 実習（必要な人のみ）
本校がお願いしている福祉施設でのソーシャルワーク実習を約32日間受けていただけます。実習スケジュールについては、実習先施設の受入れ状況によって異なります。（各自の予定を調整したうえで実施します。）
※2025年3月末日で1年以上の相談援助業務の実務経験がある方は実習を免除されます。

Q3 レポートはどのように作成すればよいのですか？

レポートは原則的にパソコン等を使って作成していただけます。（手書きも可）自宅学習90時間につき1,200～1,600字でまとめます。（7ページの「6、学習する科目一覧」をご参照ください）本校では受講者の方全員に「学習の手引き」を配付し、どなたでも無理なくレポートが作成できるようサポートします。＜学習計画＞や＜レポートの書き方＞の項目を参考に進めてください。また、入学後の「オリエンテーション」で上手な学習の進め方や動画配信を通してレポート作成のノウハウ等を詳しくお伝えします。

Q4 レポートは提出すれば必ず合格するのですか？

提出されたレポートは担当教員によって評価を受けます。もし6割以上の評価を得られない場合は、添削指導を受けたレポートを参考にして再度レポートを提出していただけます。

Q5 スクーリングは全員が受講するのですか？

「ソーシャルワーク演習」と「ソーシャルワーク演習（専門）」の合計23講義は必修です。「ソーシャルワーク実習指導」の14講義は実習が必要な人のみ受講していただけます。1クラス20名定員の少人数制でキメの細かい指導をおこないます。

Q6 スクーリングはいつおこなわれるのですか？

本校では働きながら就学する方の状況を考えた時間割を編成しています。仕事のあとに時間が取れる方は「平日夜間型」、休みを利用する方は「土日祝集中型」などです。最短の場合、5日間（実習免除の場合）でスクーリングを終了することもできます。あなたのライフスタイルに合わせたパターンを選んでいただけます。

Q7 スクーリングはどこでおこなうのですか？

本校でおこないます。交通網の発達した大阪市の中央部にあり、スクーリングで登校するには大変便利です。校舎は「JR 天王寺駅」の徒歩圏内にあり奈良・和歌山方面からのアクセスも抜群。

また、OsakaMetro御堂筋線では梅田から約20分で天王寺に到着するため、京都方面や神戸方面からのアクセスも便利です。本冊子30ページの「アクセスマップ」をご覧ください。

Q8 実習にはどれくらい行くのですか？

厚生労働省の指定施設で相談援助の実務経験が1年以上ある方は実習は免除されます。それ以外の方は法令で240時間以上の実習を受けていただくことが定められています。具体的には昼間約32日間になります。実習スケジュールについては、実習先施設の受入れ状況によって異なります。各自の実習予定を調整したうえで実習を実施していきます。

Q9 実習ではどんなことをするのですか？

社会福祉士として相談援助業務に対応できるよう、自宅学習やスクーリングで学んだことを福祉施設の現場で実践します。各福祉施設の実習担当者から指導を受けながら、福祉現場での仕事を体験し相談援助の専門家としての経験を深めていきます。

Q10 国家試験の受験勉強はどうすればよいのですか？

2年目の春には「受験勉強基礎講座」等の講座を開講します。また、メールマガジンに登録するだけで、社会福祉士に関する情報や本校オリジナルの一問一答が随時送信されるので、いつでもどこでも受験勉強ができる環境になります。

夏から秋にかけて「国家試験対策講座」も実施します。自宅学習を進めていくと得意科目や不得意科目ができてきますが、個別の状況に応じたフォローをおこないながら克服していきます。受験に一番効果的な直前対策を利用して国家試験合格の可能性をより高めましょう。（「国家試験対策講座」は希望者のみ 別途受講料が必要です。）試験直前までしっかりサポートします。

Q11 質問などはどのように問い合わせればよいのですか？

ご出願・入学についてのご質問は電話、Eメール、FAXなどでお問い合わせください。学習のすすめ方、学習の内容については入学時に送付する質問票を使って郵送、Eメールでお問い合わせください。担当者が速やかに回答します。

TEL 06(6771)4188 FAX 06(6771)4162 Eメール tushin@oiwc.ac.jp

入学志願書〔記入例〕

記入上の留意点

(1) 氏名

- ① 現在の氏名と、卒業証明書や実務経験証明書の氏名が異なる方は、必ず旧氏名も記入してください。
- ② フリガナも記入してください。

(2) 現住所

- ① 都道府県名から記入してください。
- ② 郵便物が確実に届くよう正確に記入してください。
- ③ 集合住宅にお住まいの方は棟、マンション（アパート）名、部屋番号等も記入してください。
- ④ フリガナも記入してください。

(3) 入学資格

- ① 該当する項目に☑してください。

(4) 最終学歴

- ① 最終学校名、学部・学科（専攻）、修業年限、卒業(予定)年月を記入してください。※入学資格に関わらず、必ずご記入下さい。

(5) 現在の勤務先

- ① 現在の勤務先について正確に記入してください。

(6) 実習

- ① 実習が必要or不要のいずれかに☑してください。
- ② 実習が不要の方は、実務経験についてP11～14「10. 実習が免除される実務経験」を参照した上、**該当する施設種類及び職種を示されている表記のとおり**記入してください。

- 記入漏れにご注意ください。
- 施設種類は「～を行なう施設」まで正確にご記入ください。
- 職種は「～を行なっている職員」まで正確にご記入ください。
- 施設種類に該当する職種を必ず同じ文言でご記入ください。

2025年度 社会福祉士養成通信課程(一般養成)

入学志願書

写真
(3ヶ月以内
裏面に氏名を
記入
4cm×3cm)

大阪国際福祉資格センター センター長 殿

2024年10月1日

受験番号

氏名	フリガナ オオ サカ ハナ コ 大阪花子	生年月日 1995年8月1日		
	旧氏名 国際花子	(年齢 29歳)		
現住所	フリガナ オオサカフ オオサカシ テンノウジク ××××	〒543-00××		
	大阪府大阪市天王寺区 ××××			
TEL 06-6771-4188 FAX 06-6771-4162 携帯 090-5120-9060				
入学資格	<input checked="" type="checkbox"/> 4年制大学卒業(見込み) <input type="checkbox"/> 3年制短期大学等卒業 + 実務経験1年以上 <input type="checkbox"/> 2年制短期大学等卒業 + 実務経験2年以上 <input type="checkbox"/> 実務経験4年以上			
最終学歴	学校名 大阪福祉大学	学部・学科 社会福祉学部 社会福祉学科	修業年限 4 年	卒業(見込み)年月 2018年3月
現在の勤務先	フリガナ オオサカフ オオサカシ テンノウジク ××××	〒543-00××		
	大阪府大阪市天王寺区 ××××			
実習	名称 社会福祉法人天王寺会 ケアセンター 大阪国際	TEL 00-0000-0000	FAX 00-0000-0000	
	<input type="checkbox"/> 必要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要	<small>※実習が不要の方のみ、実務経験についてP11～14を参照して表記のとおり記入。</small> 施設種類 居宅介護支援事業を行なっている事業所 職種 介護支援専門員		

(個人情報の保護について)
 ご出願された方の個人情報の取扱については、適切な管理のもとに、入学試験にかかわる事務連絡及び案内や確認、入学受入準備のみに使用します。本人に無断でそれ以外の目的に使用したり、第三者に提供・開示はいたしません。

2025年度 社会福祉士養成通信課程(一般養成)

入学志願書

写真
(3ヶ月以内
裏面に氏名を
記入)
4 cm × 3 cm

大阪国際福祉資格センター センター長 殿

年 月 日

受験番号

氏名	フリガナ	生年月日		
		年	月	日
	旧氏名	(年齢 歳)		
現住所	フリガナ			
	〒	-		
	TEL	FAX	携帯	
入学資格	<input type="checkbox"/> 4年制大学卒業(見込み) <input type="checkbox"/> 3年制短期大学等卒業 + 実務経験1年以上 <input type="checkbox"/> 2年制短期大学等卒業 + 実務経験2年以上 <input type="checkbox"/> 実務経験4年以上			
最終学歴	学校名	学部・学科	修業年限	卒業(見込み)年月
			年	
現在の勤務先	フリガナ			
	〒	-		
	名称	TEL		
		FAX		
実習	<input type="checkbox"/> 必要	<input type="checkbox"/> 不要	※実習が不要の方のみ、実務経験についてP11~14を参照して表記のとおり記入。	
		施設種類	職種	

〈個人情報の保護について〉

ご出願された方の個人情報の取扱いについては、適切な管理のもとに、入学試験にかかわる事務連絡及び案内や確認、入学受入準備のみに使用します。本人に無断でそれ以外の目的に使用したり、第三者に提供・開示はいたしません。

実務経験申告書〔記入例〕

記入上の留意点

- ① 実務経験申告書は、すべての項目について出願者本人が記入します。
- ② 実務経験申告書に記入する実務期間は、入学資格要件とソーシャルワーク実習免除を充足する年数以上であればよいので、すべての職歴を記入する必要はありません。
また、実務経験に関係のない職歴は記入しないでください。
- ③ 記入した内容は「実務経験証明書」の記入内容と一致していることが必要です。
- ④ 「所属している(していた)施設・機関等」欄は、実務経験の証明を受けた施設名を略さずに記入してください。
- ⑤ 「施設種類」及び「職種」欄はP11～14「10. 実習が免除される実務経験」を参照した上、該当する施設種類及び職種を示されている表記のとおり記入してください。
- ⑥ 「期間」欄は、就労していた期間ではなく、証明を受ける施設・機関で相談援助業務に従事していた期間を記入します。「実務経験証明書<個票>」で証明を受ける期間と一致した期間を記入してください。1ヶ月未満の日数は切り捨てになります。
- ⑦ 「証明権者」欄は、証明を受ける施設の施設長名を記入してください。この欄に印は不要です。

〔見込みの場合〕

出願時には実務経験が足りないが、2025年3月31日までに入学資格要件とソーシャルワーク実習免除に必要な実務経験を充足することが見込まれる場合は、用紙表題の「実務経験申告書」の後に〔見込み〕と朱書きして提出してください。

※実務経験を見込みで提出された方は、入学後1ヶ月以内に「実務経験申告書」と「実務経験証明書」を提出していただきます。

実務経験申告書

2024年10月1日

大阪国際福祉資格センター
センター長 殿

申告者 氏 名 大阪 花子

〒 543-00XX

住 所 大阪府大阪市天王寺区XXXX

電話番号 06 (6771) XXXX

私の相談援助に関する実務経験は、次のとおりですので、所属長等の証明書を添えて、申告します。

所属している(していた)施設・機関等	施設種類	職 種	期 間	証明権者
社会福祉法人 天王寺会 ケアセンター 大阪国際	居宅介護 支援事業を 行なっている 事業所	介護支援 専門員	2018年4月1日～現在 年 月 日 (計 6年5ヵ月)	施設長 夕陽太郎
			年 月 日～ 年 月 日 (計 年 ヵ月)	
			年 月 日～ 年 月 日 (計 年 ヵ月)	
			年 月 日～ 年 月 日 (計 年 ヵ月)	
			年 月 日～ 年 月 日 (計 年 ヵ月)	

(注) 1. 上記の記載内容は、「実務経験証明書」の記載内容と一致することが必要です。
2. 証明内容を訂正した場合は、申告者の印を押印してください。なお、修正液による訂正は認められません。
3. 本証明書が複数必要な場合は、コピーしてご使用ください。
4. 「施設種類」及び「職種」欄は、P11～14「10. 実習が免除される実務経験」を参照した上、該当する施設種類及び職種を示されている表記のとおり記入してください。

実務経験証明書〈個票〉〔記入例〕

記入上の留意点

- ① 「実務経験証明書〈個票〉」は1ヶ所の施設・機関について1通必要です。入学資格要件とソーシャルワーク実習免除を充足する実務経験の証明が複数の施設・機関になる場合は、用紙をコピーしてそれぞれの施設・機関ごとに証明を受け、提出してください。
- ② 「氏名」、「性別」、「生年月日」、「施設種類」、「職種」欄までは出願者本人が記入した上で、所属している（していた）施設・機関に実務経験を証明する欄の記入をしてもらってください。「施設種類」、「職種」欄はP11～14「10. 実習が免除される実務経験」を参照した上、該当する施設種類及び職種を示されている表記のとおり記入してください。
- ③ 現在相談援助業務をしている施設・機関で証明を受ける場合は（1）に、以前に相談援助業務をしていた施設・機関で証明を受ける場合は（2）に記入してもらいます。いずれも就労していた期間ではなく、（1）は相談援助業務の職に就いた日を記入し、（2）は相談援助業務の職に就いた日から、その職を辞した日までを記入してもらいます。「実務経験申告書」の内容と一致していることが必要です。
- ④ 「所在地」欄は都道府県名から正確に記入してもらってください。
- ⑤ 「施設・機関名」欄は「実務経験申告書」と一致していることが必要です。
- ⑥ 「施設・機関代表者」欄は「実務経験申告書」の「証明権者」と同一の方を記入してもらい、必ず公印を使用して押印してもらってください。

【見込みの場合】

出願時には実務経験が足りないが、2025年3月31日までに入学資格要件とソーシャルワーク実習免除に必要な実務経験を充足することが見込まれる場合は、用紙表題の「実務経験証明書〈個票〉」の後に（見込み）と朱書きして提出してください。

※実務経験を見込みで提出された方は、入学後1ヶ月以内に「実務経験申告書」と「実務経験証明書」を提出していただきます。

実務経験証明書〈個票〉

大阪国際福祉資格センター
センター長 殿

フリガナ	オオ サカ ハナ コ	生年月日	
氏名	大阪花子	1995年8月1日（29歳）	
施設種類	居宅介護支援事業を行なっている事業所	職種	介護支援専門員

※（1）、（2）いずれかにご記入ください。

（1）上記の者は、2018年4月1日から当施設・機関において相談援助業務に従事している者であることを証明します。

（2）上記の者は、 年 月 日から 年 月 日まで当施設・機関において相談援助業務に従事していた者であることを証明します。

2024年9月1日

〒543-XXXX

所在地 大阪府大阪市天王寺区●●町●●●●
社会福祉法人 天王寺会
施設・機関名 ケアセンター 大阪国際

電話番号 06（6771）XXXX

施設・機関代表者 施設長 夕陽太郎

（注）1. 上記の記載内容は、「実務経験申告書」の記載内容と一致することが必要です。
2. 証明内容を訂正した場合は、証明権者の公印を押印してください。なお、修正液による訂正は認められません。
3. 本証明書が複数必要な場合は、コピーしてご使用ください。
4. 本証明書に虚偽や錯誤による表記及び証明等があった場合、入学資格並びに国家試験受験資格及び登録が取り消されることがありますのでご注意ください。

実務経験申告書

年 月 日

大阪国際福祉資格センター
センター長 殿

申告者 氏 名

〒

住 所

電話番号 ()

私の相談援助に関する実務経験は、次のとおりですので、所属長等の証明書を添えて、申告します。

所属している(していた)施設・機関等	施設種類	職 種	期 間	証明権者
			年 月 日～ 年 月 日 (計 年 カ月)	
			年 月 日～ 年 月 日 (計 年 カ月)	
			年 月 日～ 年 月 日 (計 年 カ月)	
			年 月 日～ 年 月 日 (計 年 カ月)	
			年 月 日～ 年 月 日 (計 年 カ月)	

- (注) 1. 上記の記載内容は、「実務経験証明書」の記載内容と一致することが必要です。
2. 証明内容を訂正した場合は、申告者の印を押印してください。なお、修正液による訂正は認められません。
3. 本証明書が複数必要な場合は、コピーしてご使用ください。
4. 「施設種類」及び「職種」欄は、P11～14「10. 実習が免除される実務経験」を参照した上、**該当する施設種類及び職種を示されている表記のとおり**記入してください。

実務経験証明書〈個票〉

大阪国際福祉資格センター
センター長 殿

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日 (歳)	
施設種類		職種	

※(1)、(2)いずれかにご記入ください。

(1) 上記の者は、 年 月 日から当施設・機関において相談援助業務に従事している者であることを証明します。

(2) 上記の者は、 年 月 日から 年 月 日まで当施設・機関において相談援助業務に従事していた者であることを証明します。

年 月 日

〒

所在地 _____

施設・機関名 _____

電話番号 _____ () _____

施設・機関代表者 _____ (公印)

- (注) 1. 上記の記載内容は、「実務経験申告書」の記載内容と一致することが必要です。
2. 証明内容を訂正した場合は、証明権者の公印を押印してください。なお、修正液による訂正は認められません。
3. 本証明書が複数必要な場合は、コピーしてご使用ください。
4. 本証明書に虚偽や錯誤による表記及び証明等があった場合、入学資格並びに国家試験受験資格及び登録が取り消されることがありますのでご注意ください。

2025年度 受験料納付書

受験番号	フリガナ
氏名	
生年月日	年 月 日生
社会福祉士養成通信課程	
受験料	10,000円
受付日	月 日

キリトリ線

〈切り取らないこと〉

2025年度 受験票

受験番号

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日生
社会福祉士養成通信課程	
[通信欄] 本校「社会福祉士養成通信課程」への出願書類を受理いたしました。 選考結果は 月 日までに郵送で通知します。	

注)

このページの□内をすべて記入してください。

大阪国際福祉資格センター

① 振込依頼書

(取扱店保管)

依頼日	年 月 日	科目	
振込先	三井住友銀行天王寺駅前支店 普通 861911	電信扱	円
受取人	大阪国際福祉専門学校 フリガナ	金額	万円 千円 百円 十円 円
		内訳	現金 円 当手 円 他手 円
依頼者氏名	〒	取 納 印	
住 所			
			TEL ()

★必ず当日打電してください。
 ★カナ氏名を頭部に必ず打電してください。
 ★②③票は取納印を押印のうえ、依頼人にお返しください。

(注) 三井住友銀行で振込をする場合のみ、手数料は不要です。

キリトリ線

② 振込金兼手数料領収書

(本人保管)

依頼日	年 月 日	手数料	円
金額	万円 千円 百円 十円 円	依頼者氏名	
振込先	三井住友銀行天王寺駅前支店 普通 861911	依頼人	
受取人	大阪国際福祉専門学校 フリガナ	上記の金額を領収いたしました。	
銀行	支店	取納印・印紙	

銀行で切りはなしてください

大阪国際福祉資格センター

③ 受験料振込金確認書

金額	万円 千円 百円 十円 円	出願者氏名	
社会福祉士養成通信課程			
備考			

(取扱銀行)上記の振込金を受け付けました。
 (取扱い人→依頼人)
 [注：受験料納付書の裏面に貼付してください。]

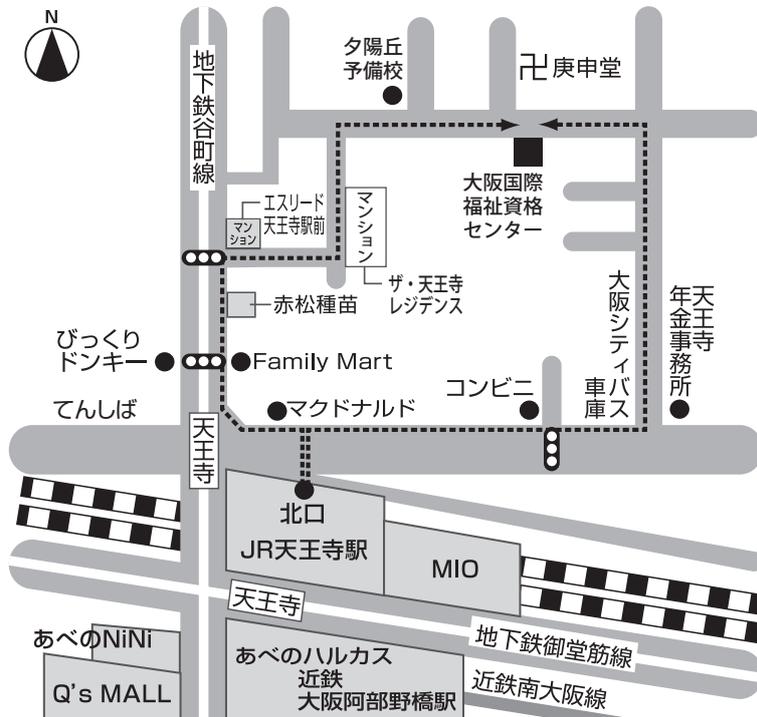
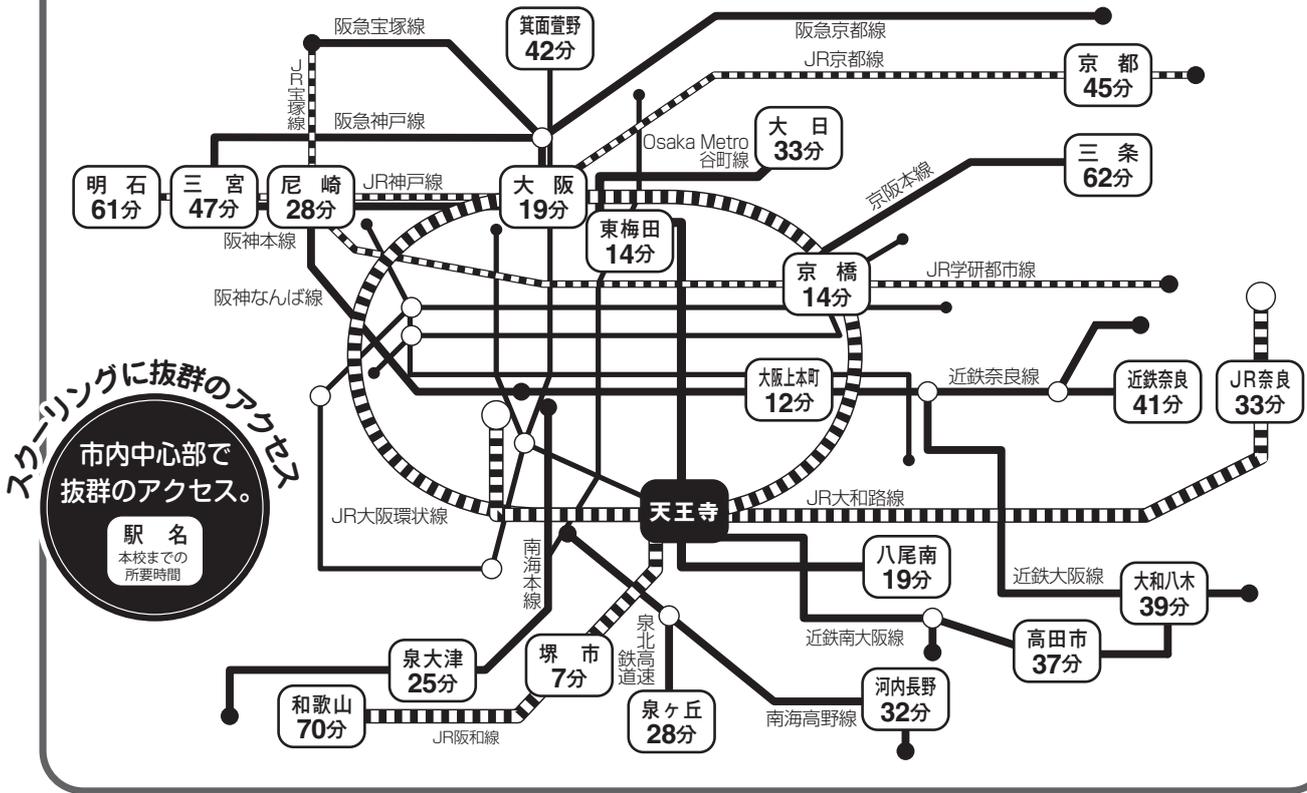
年 月 日 権印を押してください

大阪国際福祉資格センター

受験料振込金確認書貼付欄

(枠内にはかき入れないよう)に貼付してください)

大阪国際福祉資格センター スクーリング アクセスマップ



学校法人 夕陽丘学院 2025年4月開設予定(指定申請中)

大阪国際福祉資格センター

〒543-0056 大阪市天王寺区堀越町4番31号

<https://www.oiw.ac.jp> ☎06-6771-4188



OSAKA INTERNATIONAL WELFARE QUALIFICATION CENTER
2025 ENTRANCE GUIDANCE



学校法人 夕陽丘学院 2025年4月開設予定（指定申請中）

大阪国際福祉資格センター

〒543-0056 大阪市天王寺区堀越町4番31号

<https://www.oiw.ac.jp> ☎06-6771-4188